

○岡山県警察会計監査規程の運用方針について(通達)

(平成 16 年 2 月 27 日岡会第 77 号警察本部長例規)

改正 平成 16 年 5 月岡会第 222 号 令和 3 年 3 月 9 日岡務第 194 号

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、岡山県警察会計監査規程(平成 16 年岡山県警察訓令第 4 号)を定め、平成 16 年 2 月 27 日から施行することとした。制定の趣旨及び運用方針は次のとおりであるので、部下職員に周知徹底し適正な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

警務部会計課において毎年実施している会計監査(以下「監査」という。)について、その根拠、手続等を明確にするため、訓令を制定したものである。

2 運用方針

(1) 監査の種類(第 2 条)関係

監査の種類は、所属の会計経理全般について年 1 回以上行う定期監査、特定の会計経理事項について適宜行う随時監査、特定の所属の会計経理について必要ある場合に行う特別監査とした。

いずれの監査も適正経理等の推進を図るために実施するものであり、所属の会計経理に関し第一義的に責任を負う所属長は、監査に当たっては、予算の執行内容についての十分な説明責任を果たす必要がある。

(2) 監査の実施者(第 3 条)関係

監査は、原則として、本部長から指名を受けた警務部会計課長又は警務部会計監査官が行うこととした。監査実施者は、監査を行うに当たり、監査補助者を置くことができ、監査対象によっては、補助者として会計課員のみならず、関連する他の部課職員の協力を得ることができることとした。

(3) 監査の実施項目(第 4 条)関係

監査の実施項目は第 4 条に示したとおりであるが、実施内容については、正確性(予算執行の状況を正確に表示し、財産及び物品が台帳に漏れなく登載されていることをいう。)、合規性(会計経理が予算科目及び法令に沿って適正に処理されていることをいう。)、効率性及び経済性(事務事業が遅延なく効率的かつ経済的に実施されていることをいう。)並びに有効性(事業が目的を達成し効果を上げていることをいう。)を検証し、監査を通じて予算の有効活用及び適正経理の一層の推進を図ることとした。

(4) 実施計画の策定(第5条関係)

本部長は、効率的で適正な監査を実施するため、監査の実施時期等を内容とする実施計画を毎年度策定することとした。

また、重大突発事案の発生等により監査の実施に支障が生じたときは、本部長は、時期、対象所属等について調整し、実施計画を変更することができることとした。

(5) 監査実施上の措置と所属長の協力(第6条)関係

監査の実施に当たり、監査実施者の権限を明確にするとともに、所属長に監査への協力義務を明記することで実効ある監査を担保することとした。

(6) 監査結果の報告(第7条)関係

監査実施者は、定期監査及び随時監査については各所属の会計経理の状況等について結果を取りまとめ、特別監査については実施後速やかに本部長に報告することとした。

(7) 公安委員会への報告(第7条の2)関係

本部長は、毎年度終了後、岡山県公安委員会に対して監査の実施状況を報告することとしたほか、特に必要があるときは、随時に報告することとした。

なお、年度終了後の報告は、毎年4月末日までに行うものとする。

(8) 監査結果の措置(第8条)関係

本部長は監査実施者の報告結果に基づき、必要に応じて是正又は改善のための指示等の措置を講ずるものとし、是正又は改善の指示を受けた所属長は、本部長に対し書面により速やかにその措置状況を報告しなければならないこととした。ただし、軽易な内容の是正又は改善については、監査実施者が直ちに必要な措置を講じるものとする。

(9) 所属における内部監査等(第9条)関係

所属長は、所属における適正な会計経理の推進及び所属職員の会計経理に関する事務処理能力の向上を図るため、毎会計年度1回以上内部監査を実施しなければならないこととした。所属長は自ら監査に当たるほか、副署長、次長、課長等に補助させることができるが、この場合、監査の適正を確保するため、監査対象業務を所掌する部署の者は監査を行うことができないものとする。また、所属長は、予算の適正で効果的な予算執行に資するよう部下職員に対する指導教養に努めるとともに、定期監査の際に所属における内部監査状況及び指導教養の実施状況について書面により説明を行うものとする。